

シンポジウム

家族のあり方を改めて考える —最高裁大法廷判決から—

日時 2016年2月22日(月)18時30分から20時30分

場所 学習院大学目白キャンパス中央棟301教室

<http://www.unive.gakushuin.ac.jp/mejiro.html>

主催 日本学術会議第1部法学委員会ジェンダー法分科会、
日本学術会議第1部社会学委員会ジェンダー研究分科会

参加無料、事前申込不要

趣旨

2015年12月16日に最高裁判所大法廷によって出された2つの判決は、今の家族のあり方を検討する際に必ず参照しなければならない歴史的なものとなりました。女性のみ再婚禁止期間を6ヶ月と定めた民法733条は憲法違反だとされましたが、夫婦同氏を定めた750条は、10対5で合憲だと判断されました。

日本学術会議においても、ジェンダー関連4分科会(法学委員会ジェンダー法分科会・社会学委員会複合領域ジェンダー分科会・社会学委員会ジェンダー研究分科会・史学委員会歴史学とジェンダーに関する分科会)が、2014年に「男女共同参画社会の形成に向けた民法改正」の提言を行うことで、よりジェンダー平等を意識した婚姻法の成立を希望しましたが、それは残念ながら全面的に叶うことはありませんでした。夫婦同氏制度については、国連の女性差別撤廃委員会からも繰り返し、その規定が差別にあたるとされながらも、今回の多数意見は、違憲とまで踏み込むことはありませんでした。

今回、合憲とされた夫婦同氏制度に関連して、どのような判断になったのか、なぜそのような判断になったのか、今後立法はどのように動いていくのかなどについて、様々な立場から検討することによって、今回の最高裁大法廷判決が今後の日本社会の家族のありかたに与える影響について皆さんと考えるためにシンポジウムを開催することにいたしました。

プログラム

あいさつ・趣旨説明:後藤弘子(千葉大学教授・第1部会員)

第1報告「夫婦別姓最高裁判決について」大谷美紀子(弁護士)

第2報告「家族法の立場から」二宮周平(立命館大学教授・連携会員)

第3報告「憲法の立場から」武田万里子(津田塾大学教授・連携会員)

第4報告「社会学の立場から」上野千鶴子(立命館大学特別招聘教授・連携会員)

討論・コーディネーター 遠藤薫(学習院大学教授・第1部会員)

まとめ 後藤弘子

問合せ先 : 千葉大学大学院専門法務研究科後藤弘子研究室 (hirog@faculty.chiba-u.jp)